

県からの個人情報流出事案（報告）

一報告事案一

- 1 環境政策課におけるメールアドレスの誤送信について

（環境部環境政策課）

- 2 県立学校における生徒の個人情報流出について

（教育庁総務部総務課）

メールアドレスの誤送信について

環境部環境政策課

1 概要

環境政策課で実施している「エコファミリー応援事業」において、メールアドレスを登録している個人やグループ代表者に対し、今年上半期の取り組み結果の提出を依頼する際、他人のメールアドレスや氏名が分かるかたちでメール送信を行ったものであり、一部登録者からの指摘により発覚したものである。

2 対応

指摘を受けた後、関係者に対しメールと電話で謝罪を行った。本件に関し、流出した個人情報の悪用等の被害報告はあっていない。

再発防止に向けて部長通知を出し、所属研修などを通じて個人情報の厳正な管理を徹底するよう通知するとともに、補佐会議でも徹底を図った。

また、電子メール送信の手順確認表を部内で作成し職員への周知を図った。

(添付資料)

- 別紙 1 記者発表用に作成した資料
- 別紙 2 再発防止のための通知文
- 別紙 3 電子メール送信時におけるマニュアル（環境政策課作成）
- 別紙 4 関連新聞記事

平成21年8月20日

担当課：環境政策課
直通：092-643-3353
内線：3410
担当者：北原、大田

メールアドレスの誤送信について

環境部環境政策課において、エコファミリー応援事業の参加者（メールアドレスを登録された個人又はグループ代表者）に誤って他の参加者のメールアドレス等を表示させて送信しました。

1 内容及び件数

エコファミリー応援事業の参加者の氏名及びメールアドレス

電子メールアドレス 174件

携帯メールアドレス 36件 合計 210件

2 日 時

平成21年8月19日（水）18：16～18：21

3 発生場所

環境部環境政策課

4 内容

環境政策課が実施しているエコファミリー応援事業について、事業に参加している個人又はグループ代表者のうちメールアドレスを登録された210名に対し、2009年1月から6月までの取組結果の提出を依頼する際、宛先に他の方のメールアドレスを記載して送信し、複数の送信先にメールアドレス及び氏名を知らせてしまったもの。

(1) エコファミリー応援事業に参加しているグループ代表者及び個人を、電子メール登録者及び携帯メール登録者に分けて、一括送信メーリングリストに登録。

電子メール登録者174名

携帯メール登録者 36名

(2) 一括送信メーリングリストを利用して送信を行う際、メールアドレスをBccに記載せず、宛先に記載して送信したため、電子メール登録者及び携帯メール登録者のそれぞれの間でメールアドレスを知りうる状況となった。

5 対応

(1) 関係者に対し、謝罪を行うとともに、メールアドレスの削除を依頼中。

(2) 再発防止のため、個人情報保護チェックリスト等を活用して研修を実施するなどして職

員の個人情報保護意識の一層の徹底を図る。

6 本件に関する問い合わせ等

これまでに「他の方のメールアドレスが表示されている」と指摘する電話が3件かかっている。(本日15時現在)

7 エコファミリー応援事業

エコファミリーとは、福岡県環境家計簿を活用して、電気やガスの使用量節減など省エネルギー・省資源に取り組んでいただくことを、県に申し出られた家庭のことです。

県では、エコファミリーから取組結果を提出いただき、取組が優秀な世帯を表彰しています。

○ URL <http://www.ecofukuoka.jp> (エコふくおか)

○ 参加数

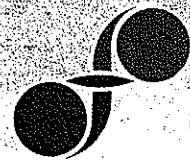
約4,700世帯(平成21年6月末現在)

※ 参加目標世帯: 40,000世帯(平成24年度)

○ 参加するメリット

- ・環境家計簿やエコアドバイスを活用することで効果的な省エネが図れます。
- ・光熱水費の節約にもつながります。
- ・電気使用量の少ない世帯や前年分と比較して削減率が大きい世帯を表彰するとともに、抽選で県産米などの賞品を進呈します。

エコファミリーを 募集します!



福岡県地球温暖化対策

～家庭からはじめる地球温暖化対策～



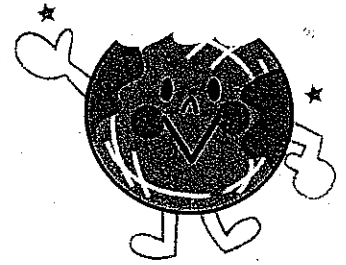
エコファミリーとは、エコファミリーカレンダー（福岡県環境家計簿）の記帳を通じて、電気やガス、水道、ガソリン使用量の節減など省エネルギー・省資源に取り組んでいただく家庭です。



エコファミリー応援事業申込書

申込者の方は、下記に必要事項をご記入の上お申し込みください。
 申し込み受付時に、エコファミリーカレンダー（福岡県環境家計簿）を
 お渡しします。

※福岡県HPからもダウンロードできます。



(1) 応募窓口 各市区町村環境担当課窓口

※福岡県HPからも応募できます。

(2) 問い合わせ先 福岡県環境部環境政策課地球環境班

電話 092-643-3356 E-mail:chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

エコファミリー名(ニックネーム等)又はグループ名

※整理番号欄

申込者(グループ代表者)の連絡先				世帯人数
氏名				
在住市町村名		TEL		(<input type="checkbox"/> 自宅・ <input type="checkbox"/> 職場)
住所またはE-mailアドレス(携帯電話アドレスも可)				(<input type="checkbox"/> 自宅・ <input type="checkbox"/> 職場)
氏名(グループ代表者以外)	世帯人数	TEL	在住市町村名	E-mailアドレス
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※各世帯の記入欄が不足する場合は、申込用紙を複数枚使用するか、コピーをして添付してください。

※ご記入いただきました個人情報については、福岡県個人情報保護条例に従い適正に管理させていただき、本件以外の目的では使用いたしません。
 ただし、県からの地球温暖化問題に関する情報提供やアンケートの依頼等に使用させていただく場合があります。

(公印省略)

21環政第1085号
平成21年8月21日

環境部各課長 殿

環 境 部 長
(環境政策課)

個人情報の厳正な管理の徹底について

標記のことにつきましては、これまで別添総務部長通知等に基づき、厳正な管理の徹底をお願いしてきたところですが、今般、県庁から外部のユーザーに宛てた電子メールに他者の氏名やメールアドレスを表示させてしまうという事案が環境部において発生しました。

誤って他人の氏名やメールアドレスを表示し、個人情報の流出を招いたことは、県政に対する県民の信頼を失わせる重大な事態です。

今後、このような事案を再び起こさないため、所属職員に対して、個人情報保護チェックリスト（平成21年6月改訂 総務部県民情報広報課・システム管理課）を活用した研修を実施するなどして、個人情報の厳正な管理を徹底するよう改めて周知をお願いします。

電子メール送信の手順確認表

環境政策課

宛先の複数を含む場合に下記の手順に従って送信してください。

(職員の場合も準じて行うこと。)



1 宛先の入力

(1) 宛先が一人の場合・・・宛先を入力

(2) 宛先が複数・一括送信の場合・・・

アドレス等の個人情報がわからないようにしているか：BCCを入力

* 送付先間でお互いの情報がわかっている場合：宛先に入力も可

(3) 宛先に敬称は付していない場合・・・宛先の場合には本課のメールアドレス

(4) 外部に添付ファイルを送る場合・・・CCに上司のアドレスを入力

8/21(朝刊) 県事業参加者の

メルアドが流出

210人分入力欄誤る

県環境政策課は20日、省エネや省資源を進める「エコファミリー応援事業」の参加者に電子メールを送る際に、方

法を誤り、210人分のアドレスが流出したと発表した。関係者に電話などでお詫びをしている。

同課によると、事業では、電気やガスなどを節約した成果を半年ごとに提出してもらい、表彰する。19日夕、今年上半期の結果の提出を依頼す

るメールを送る際、参加者のアドレスを登録したメールアドレス名を入力する欄を誤ったため、それぞれの受信メールに他人のアドレスが表示されてしまった。参加者の指摘でわかったという。

受け取る本人以外のアドレスを伏せる機能を使わなかったことが原因だという。

8/21(朝刊) 登録210人アドレス分かる状態で送信

県、全員に謝罪

県環境政策課は20日、県

の省エネ事業「エコファミリー」の登録者210人に、互いの氏名と電子メールのアドレスが分かる状態で、メールを一斉送信してしまった、と発表した。個人のアドレスを許可なく第三者に知らせることになるため、県は全員に謝罪し、自分以外の氏名やアドレスの削除を依頼した。県によると、送信したのは19日。メールを

メルアドリストと名前を県が誤送信した

エコ事業参加者210人分

県は20日、家庭内の方や電気使用量の節約に取り組む「エコファミリー応援事業」の参加者に電子メールを送る際、誤って全員分の名前とメールアドレスを送ったと発表した。誤送信したのは計210人分のパソコン、携帯電話のアドレス。事業を担当する県環境政

8/21(朝刊)

策課は、全員にメールが電話で謝罪するとともに、削除を依頼している。

同課によると、担当職員が19日、事業参加者に1〜6月までの取り組み結果の提出を依頼するメールを送信。その際、他の名前と送り先を分らないようにする手続きを取るのが忘れられたという。

同課は「個人情報情報の取り扱いには十分注意すべきだった。再発防止のため研修を行い、職員意識を徹底させたい」としている。

県立学校における生徒個人情報の流出について

教育庁総務部総務課

1 概要

県立学校教員が、部活動の指導を終え自家用車で帰宅する途中、書店駐車場において、生徒の個人情報が記載された教務手帳及び私用パソコン等の入ったバッグの盗難にあったもの。

現時点で、当該教務手帳は発見されておらず、個人情報の流出・悪用等の事実は確認されていない。

① 教務手帳：担当クラス（5クラス158名）の1学期定期考査、小テストの結果及び出欠状況

② パソコン：担任クラス2年分76名の緊急連絡網(氏名、電話番号)のデータ

2 対応

(1) 処分

当該教員については、私用パソコンへの個人情報の保存及び個人情報を含む文書・パソコン等の勤務公署外への無断持出しが禁止されていたにもかかわらず、これを持ち出した上、その取扱いにおいても慎重さを欠くものであったことから、懲戒処分(戒告)を行った。

(2) 再発防止策

本庁各課及び各校での出欠確認等について、個人連絡簿の厳重な管理徹底についての方

書を発出し、職員一人一人に対して、①所属長の許可なく、個人情報を含む記録媒体・パソコン等を勤務公署外へ持ち出さないこと、②私用パソコンに生徒等の個人情報

県立学校における生徒個人情報の流出について

平成 21 年 7 月 24 日

県立学校教諭が、勤務終了後自家用車で帰宅する途中、車上荒らしにあい、教務手帳及び担任クラスの緊急連絡網が記録されたノートパソコン等の入ったバッグを盗難されたもの

1 発生日時

平成 21 年 7 月 21 日（火） 20 時 10 分頃

2 関係職員

県立学校（北九州市小倉北区）教諭 40 歳代 男性 英語担当

3 発生場所

書店駐車場（小倉南区下曾根 1 丁目 JR 下曾根駅付近）

4 発生状況

同日、20 時 10 分頃、部活動等の指導を終え、当該教諭は自家用車で帰宅する途中、書籍を購入するため小倉南区曾根の書店に立ち寄り、財布以外のものを入れたバッグを助手席に置いたまま自家用車を離れた。20 時 25 分頃に自家用車に戻ったところ、助手席側の窓ガラスが割られ、バッグが盗難されていることに気づいた。

バッグには、平成 21 年度の担当クラス（5 クラス、計 158 名）の 1 学期定期考査及び小テストの結果・出欠席状況が記された教務手帳と 2 年分の担当クラスの緊急連絡網（総計 76 名分の氏名と電話番号）等が記録されたノートパソコン 1 台が入っていた。

※お願い

ノートパソコンの起動には 8 桁の暗証番号が必要な設定となっており、簡単には記録内容が確認できない状態です。しかし、記録内容（氏名、電話番号）が明らかになりますと、悪用するためにデータを取り出すことも想定されるため、報道に際しては御配慮をお願いします。

5 本件の影響

現在のところ、情報の流出や悪用等の影響は確認されていない。

6 学校の対応

事件が発生した直後、警察に連絡をするとともに、当該クラスの保護者及び生徒に対し事実説明をするとともに謝罪し、あわせて PTA とも連絡をとりあい二次被害防止のための措置を講じることとした。

7 教育委員会の対応

当該学校に対し、再発防止のため、個人情報の厳重な取り扱いについて教職員へ適切な指導を図るとともに、生徒情報等の管理の在り方について見直しを図るよう指導した。

担当課	教職員課
担当者	奥 山
内 線	5 4 4 1

「公印省略」

21教企第622号
平成21年7月24日本庁各課長
各出先機関の長 殿

福岡県教育委員会教育長

個人情報等の厳重な管理徹底について（通知）

このことについて、これまで通知等により再三にわたり徹底を指示してきたところですが、今般、県立学校教員がパソコン及び書類を自宅に持ち帰る際、立ち寄り先にて車上荒らしにあい、盗難により生徒の個人情報等を紛失するという事案が発生しました。

このことは、学校教育に対する県民の信頼を失墜させる重大な事態です。

貴職におかれては、今後、このような事案を絶対に発生させないように、下記の事項に留意し、個人情報等の管理徹底について、再度、全職員に周知を図るとともに、所属や係等で研修会や職場検討等に取り組まれるようお願いいたします。

なお、職員には情報を適切に管理する責務があり、こうした事件の発生を招いた場合、

地方公務員法に基づく懲戒処分の対象となり得ることについて、併せて職員に注意喚起するよう願います。

記

- 1 個人情報等を含む文書（電磁的記録を含む）、記録媒体及びパソコンを勤務公署外に持ち出す行為は、厳に禁止されていること。
また、会議等で業務上やむを得ず持ち出す場合は、所属長の了解を得て行うとともに、業務上必要ない場所に持ち寄らない、移動中は常に身につけておく、常に目の届く所に置くなど紛失や盗難に細心の注意を払うこと。
- 2 やむを得ず職員の私用パソコンを勤務公署で使用する場合にあっては、当該パソコンには個人情報等を保存しないなど、個人情報等の管理については、特に細心の注意を払うこと。
- 3 職員の自宅等の私用パソコンについても、安易にファイル共有ソフトをインストールしないこと。また、これがインストールされたパソコンでは個人情報等を扱わないこと。
- 4 個人情報の紛失等の再発防止のためには、職員一人一人がその責務を再認識し、厳正な管理を徹底することが不可欠であること。
- 5 周知・確認する上での留意事項
 - (1) 各所属においては、職員に対して、直ちに本通知の趣旨について、文書の回覧のみによることなく、会議・研修などを設け、周知を図ること。
 - (2) 勤務公署で使用する職員の私用パソコン、職員の自宅等の私用パソコンなど、使用の状況に関わらず、私用パソコンに個人情報等を保存していないことの点検・確認を全職員に対し行うこと。
 - (3) (1)の周知及び(2)の点検・確認の結果については、別紙報告書により、8月21日（金）までに、教育庁企画調整課長あて報告すること。

問い合わせ先

教育庁企画調整課企画調整班

TEL 092-643-3880（直通）

個人情報の盗難に伴う新聞資料

小倉高の男性教諭
生徒情報盗まれる

車内のPCと手帳

北九州市の県立小倉高校の男性教諭(40歳代)が、生徒158人分のテスト結果などを記した教務手帳と、76人分の緊急連絡網を保存した私用パソコンを盗まれた。

県教委などによると、教諭は21日夜、自家用車で帰宅中、小倉南区の書店に立ち寄った。約15分後に戻る時、助手席の窓ガラスが割られ、手帳やパソコンが入ったバッグがなくなっていた。個人情報を持ち出す場合は教育長通知に基づき、校長への届け出が必要だが、教諭は届け出ていなかった。同校は生徒に事情を説明、24日保護者までのおわひの文書を持たせた。

西日本

76人生徒名 電話番

7/26 パソコン盗

県教委は24日、北九州市小倉北区の県立高校に勤める40代の男性英語教諭が車内荒らしに遭い、生徒76人分の氏名と電話番号が入った私用のノートパソコンなどが盗まれたと発表した。現在までに個人情報を使用した被害の報告はないという。県教委によると、この英語教諭は21日午後8時10分ごろ、自家用車で帰宅中に同市小倉南区の書店に立ち寄った。このとき、ノートパソコンと生徒158人分のテスト